

〔別紙1〕

鳥取県ファミリー向け幼稚園等留学受入事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（事業開始の20日前まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日、または支払いが全て終わり成果物が納入された時点です。

**5. 実績報告書提出
（完了・廃止等から20日以内と当該年度の4月20日のいずれか早い日）**

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

○提出いただいた実績報告書を審査し、額の確定を行います。

◎補助金の支払い

提出された実績報告書及び領収書等証拠書類を審査し、補助金額を確定の上、通知を行うとともに、精算払の場合は指定された口座に振り込みます。

なお、代表者以外の名義の口座への振込を希望される場合には、委任状を提出してください。

資料提出・問い合わせ先

交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話：0857-26-7128 ファクシミリ：0857-26-8742
電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp